

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年8月19日 23時45分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市鳥取港 鳥取港灯台から真方位143°480m付近 (概位 北緯35°32.4′ 東経134°11.2′)
事故の概要	遊漁船第八達丸は、南東進中、また、遊漁船釣りバカ丸は、第八達丸を追い越す態勢で南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年9月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第八達丸、9.1トン 272-20740鳥取、個人所有 遊漁船 釣りバカ丸、4.8トン 240-65017鳥取、株式会社プロテック
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏 潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、鳥取港北方沖で釣りを終えた後、同港の港奥にある係留場所に向けて帰航することとし、法定灯火を表示して同港の賀露岸壁と千代岸壁との間の水路（以下「本件水路」という。）に向かって航行していた。</p> <p>A船は、約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進した後、約9knの速力に減じて左転し、本件水路に沿う針路として手動操舵により南東進した。</p> <p>船長Aは、狭い本件水路の近くでA船を追い越す他船はいないと思い、前方に視線を向けて同じ針路及び速力で航行を続けた。</p> <p>船長Aは、A船の右舷側を追い越したB船を右舷船首方約10mに初めて視認し、続いてA船の前路に向けてB船が左転し、A船の前路で減速したのを認めて危険を感じ、左舵一杯を取るとともに主機を中立運転としたが、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船を停船させ、A船及びB船の負傷者の有無及び損傷状況を確認した後、自力で航行してA船の係留場所に戻った。</p>

船長Aは、本件水路に向けて南東進していた際、前方に視線を向けていたので、A船の右舷後方からA船を追い越す態勢で接近するB船に気付くのが遅れたが、常時、周囲の見張りを適切に行っていれば早めにB船に気付いたと本事故後に思った。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、鳥取港北方沖で釣りを終えた後、同港の港奥にある係留場所に向けて帰航することとし、法定灯火を表示して本件水路に向かって航行していた。

B船は、船長Bが前路に認めていたA船の右舷側から追い越そうと思ひ、A船の右舷方を約14knの速力で本件水路に沿う針路として手動操舵により南東進した。

船長Bは、A船を追い越した後に左転し、間もなく本件水路に入るので減速しようと思ひ、A船の前路で、後方のA船との接近状況を確認せずに約7knの速力に減じたところ、B船とA船とが衝突した。

船長Bは、B船を停船させ、A船及びB船の負傷者の有無及び損傷状況を確認し、海上保安庁に本事故発生 of 通報を行った後、自力で航行してB船の係留場所に戻った。(図1参照)



図1 本事故発生経過概略図

分析

A船は、本件水路に向けて約9knの速力で南東進中、船長Aが、狭い本件水路の近くでA船を追い越す他船はいないと思ひ、前方に視線を向けて同じ針路及び速力で航行を続け、後方の見張りをしなかったことから、B船の動静に気付かず、左舵一杯を取るとともに主機を中立運転としたが、B船と衝突したものと考えられる。

B船は、本件水路に向けてA船を追い越す態勢で南東進中、船長Bが、A船を追い越した後に左転し、間もなく本件水路に入るので減速しようと思ひ、A船の前路で、後方のA船との接近状況を確認せずに約7knの速力に減じたことから、A船と衝突したものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本件水路に向けて、A船が約9knの速力で南東進中、B船がA船を追い越す態勢で南東進中、船長Aが、前方に視線を向けて同じ速力及び針路で航行を続け、後方の見張りをしなかった

	<p>め、B船の動静に気付かず、また、船長Bが、A船を追い越した後に左転し、A船の前路で、後方のA船との接近状況を確認せずに約7knの速力に減じたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、狭い水路の近くを航行中であっても、他船が自船を追い越すことを考慮し、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。・ 小型船舶の船長は、狭い水路に向けて航行中、無理な追い越しをしないこと。・ 小型船舶の船長は、他船を追い越した場合、追い越した後に後方の船舶の接近状況を確認し、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けること。